

記載例：参考5 個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類（エンジエル投資の場合）

①	(参考5) 個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類（エンジエル投資の場合）
+ [令和5年4月1日以降の株式取得用]	
<p>② 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 経済 花子 殿</p> <p>③ 租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号及び第19条の11第8項第2号に規定する確認をした旨を証する書類</p> <p>④ 貴殿は、基準日（令和6年4月15日）において租税特別措置法施行令第25条の12第1項第1号から第7号まで、第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者に該当しないことを確認します。 なお、本書類は、租税特別措置法第37条の13、第37条の13の3又は第41条の19の規定の適用の際に必要な書類となるため、大切に保存してください。</p> <p>⑤ 令和6年4月30日</p> <p style="text-align: right;">⑥</p> <p>会社所在地 東京都千代田区霞が関1-3-1 会社名 経済産業株式会社</p>	
<small>注：優遇措置Bのみが適用される企業にあっては、文書中「及び同規則第19条の11第8項第2号」、「同令第26条の28の3第1項第1号から第7号まで」、「又は第41条の19」の部分の記載は不要。</small>	
⑦	<p>〔参考1〕 租税特別措置法施行令第25条の12第1項</p> <p>第1号 法第三十七条の十三第一項に規定する株式（以下この条及び第二十五条の十二の三において「特定株式」という。）を払込み（同項に規定する払込みをいう。第四項を除き、以下第二十五条の十二の三までにおいて同じ。）により取得（法第三十七条の十三第一項に規定する取得をいう。第四項を除き、以下第二十五条の十二の三までにおいて同じ。）をした旨として財務省令で定める日において、財務省令で定める方法により判定した場合に当該株式を発行した特定中小会社（法第三十七条の十三第一項に規定する特定中小会社をいう。以下この条及び第二十五条の十二の三において同じ。）が法人税法第二条第10号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として財務省令で定める者</p> <p>第2号 当該特定株式を発行した特定中小会社の設立に際し、当該特定中小会社に自らが苦んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この項において「特定事業主であつた者」という。）</p> <p>第3号 特定事業主であつた者の親族</p> <p>第4号 特定事業主であつた者と離婚の届出をしていないが事実上離婚關係と同様の事情にある者</p> <p>第5号 特定事業主であつた者の使用人</p> <p>第6号 前3号に掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受け取る金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの</p> <p>第7号 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族</p> <p>〔参考2〕 租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項</p> <p>第1号 法第四十一条の十九第一項に規定する株式新規株式（以下この条において「特定新規株式」という。）を払込み（同項に規定する払込みをいう。第三項を除き、以下この条において同じ。）により取得（法第四十一条の十九第一項に規定する取得をいう。第三項を除き、以下この条において同じ。）をした旨として財務省令で定める日において、財務省令で定める方法により判定した場合に当該株式を新規株式を発行した特定新規中小会社（法第四十一条の十九第一項に規定する株式新規中小会社をいう。以下この条において同じ。）が法人税法第二条第10号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として財務省令で定める者</p> <p>第2号 当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社の設立に際し、当該特定新規中小会社に自らが苦んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この項において「特定事業主であつた者」という。）</p> <p>第3号 特定事業主であつた者の親族</p> <p>第4号 特定事業主であつた者と離婚の届出をしていないが事実上離婚關係と同様の事情にある者</p> <p>第5号 特定事業主であつた者の使用人</p> <p>第6号 前3号に掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受け取る金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの</p> <p>第7号 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族</p>

No	項目	記載要領		
①	様式	申請パターンにより、提出する様式を選択。 (起業特例の場合は、「参考6」の記載例を参照。)	優遇措置	申請パターン
		優遇措置A 優遇措置A-2 優遇措置B プレシード・シード特例 起業特例	ア～ス (アコ等、優遇措置A-2の申請含む)	提出する様式 参考5 参考6
②	投資家住所 投資家名	エンジエル税制を利用する投資家住所および投資家名を記載。		
③	書類名	優遇措置Bおよびプレシード・シード特例の確認を受けた場合には、以下文言に修正。 「租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号に規定する確認をした旨を証する書類」 (「及び第19条の11第8項第2号」の記載は不要)		
④	租税特別措置法施行令の条文	基準日（=払込期日）を記載。 優遇措置Bおよびプレシード・シード特例の確認を受けた場合は、以下文言の記載は不要。 「、同令第26条の28の3第1項第1号から第7号まで」、「又は第41条の19」		
⑤	確認日	確認日を記載。（基準日よりも後の日付を記載。）		
⑥	会社所在地 会社名	確認日時点の情報を記載。 押印のないものの使用も可能。（当事者間で相談のうえ、押印するか否かをご判断ください。）		
⑦	参考	租税特別措置法施行令を記載。 優遇措置Bおよびプレシード・シード特例の確認を受けた場合は、（参考2）は記載不要。	条文	内容
			（参考1） 第25条の12第1項	優遇措置Bおよびプレシード・シード特例の対象外となる個人投資家要件。 第1号は「同族会社判定の基礎となる株主」（個人投資家要件2のこと） 第2号から第7号までは「個人事業を法人化した場合（法人成り）の個人事業主、その親族、使用人等であった者」のこと
			（参考2） 第26条の28の3第1項	優遇措置Aおよび優遇措置A-2の対象外となる個人投資家要件。 内容は、第25条の12第1項と同じ。